

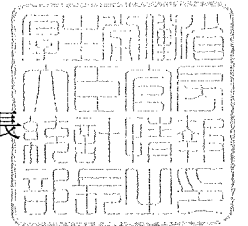


統発0712第10号

平成23年7月12日

社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成23年医療施設静態調査の協力依頼について

医療施設調査（基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療施設静態調査は、全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し医療行政の基礎資料を得るために、統計法に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施しております。

本年は医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）に基づき、別添「平成23年に実施する医療施設静態調査の概要」により実施することとしましたので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

なお、本年3月に発生しました東北地方太平洋沖地震による被災状況を考慮し、当該地震にかかる災害救助法の適用地域を有する県と協議をした結果、特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県への調査の実施につきましては、特段の対応を講じることとしておりますことを申し添えます。

平成 23 年に実施する医療施設静態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

2 調査の対象

平成23年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき許可又は届出を行っているすべての医療施設。

3 調査の期日

平成23年10月1日(土)とする。

4 調査事項

名称、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する事項

5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。

なお、紙の調査票に代えて病院票については政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査システムでの電子調査票、一般診療所票、歯科診療所票については電磁的記録媒体（CD-R等）による提出も可とする。

6 調査の系統

厚生労働省 ———— 都道府県 ———— 保健所 ———— 医療施設
 └─ 保健所を設置する市 ─┘
 特 別 区

7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行い、結果は集計後すみやかに公表する。